

平成 31 年 3 月定例会 請願

平成31年請願第 1 号

2019年10月からの消費税10%増税の中止を求める請願

・受理年月日

平成 31 年 2 月 18 日

・請願の要旨

消費税が 8 %に増税されて個人消費はマイナスのまま、東日本大震災・津波からの生活再建や復興もこれからが正念場となる。

ところが政府は、2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していない。税率 10%への引き上げで 5, 6 兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても年間 1 人当たり 2 万 7000 円の増税という試算もでている。

税率引き上げと同時に導入される「複数税率」は、商取引を複雑にして混乱を招くもので、また、「インボイス制度」は、地域経済を担う中小零細業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。

そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する税制である。日本国憲法では、応能負担原則の税制確立を要請している。

消費税増税だけでなく、税金の集め方やつかい方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制はただすべきで、無駄な歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済の振興を優先して税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとれば、社会保障の拡充も財政再建への道も開かれる。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税 10%増税を中止することを強く求める。

請願項目

2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付すること。

・請願者の住所氏名

滝沢市土沢220-3

岩手県消費者団体連絡協議会 会長 高橋 克公

ほか10団体

・紹介議員

菊池 孝

・処理経過

平成 31 年 2 月 25 日、平成 31 年 3 月定例会本会議において総務常任委員会へ付託しました。

上記項目を記載した請願文書表を全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

・**審査結果・採決**

平成 31 年 3 月 14 日の 3 月定例会本会議において、細田孝子総務常任委員長から委員会での審査の結果「不採択すべき」とする報告があり、採決の結果、賛成少数で「不採択」としました。